

ホームホスピス秋田訪問介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ホームホスピス秋田が開設するホームホスピス秋田訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームホスピス秋田訪問介護事業所
- (2) 所在地 秋田県秋田市広面近藤堰添 50-1 あきた東内科クリニック 2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員等に対し具体的な援助目標及び援助内容を助言するとともに、利用者の状況についての情報を共有し、業務の実施状況を把握すること。

- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5 名以上（サービス提供責任者を含む）
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。
- (4) 事務職員 2 名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365 日、24 時間行う。

(事業の内容及び利用料金等)

第 6 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1～3 割の額とする。

- ①身体介護
- ②生活援助

2 第 10 条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・事業所の実施地域を超える地点から片道 1 kmにつき 10 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(相談・苦情対応)

第 7 条 事業所は利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 8 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は秋田市の区域とする。

(管理衛生等)

第11条 事業所は、全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、全ての訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の権利・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、全ての訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 全ての訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、訪問介護員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを

市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年6回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ホームホスピス秋田と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成30年9月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。